

別紙 1

仕様書

1 業務名

令和 8 年度東南アジア市場販路開拓支援業務

2 業務の目的

海外で開催する下関産品のプロモーション等の催事について、参加者の支援や商談サポート及びそれに合わせた魅力訴求のための情報発信を行うことにより、海外販路開拓に寄与する。

特に、海外バイヤー等（海外市場における飲食料品の採用・取引に関与する者をいう。以下同じ。）との直接取引について、市内中小企業者においては依然として困難な部分があり、日本国内から海外までの流通を確保した上で業務を実施することにより効果的な商談を実現し、もって下関産品の輸出拡大を目指す。

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 業務内容

海外の輸入商社、現地パートナー等と連携して、日本国内の輸出から現地までの輸入に係る商流を確保した上で、現地飲食店等と連携して下関産品の認知度向上と販売促進のためのプロモーションを実施するとともに、海外バイヤー等との商談の機会を設ける。

(1) 対象国

次に掲げる 3 か国を対象とする。

ア タイ

イ シンガポール

ウ インドネシア

(2) 参加者

市内に本社又は主たる事業所を有し、食料品や飲料を製造し（他者に委託して製造する場合を含む。）、又は農林水産物を取り扱う中小企業者等。なお、参加者は、市が募集等を行い、市と業務の受託者（以下「受託者」という。）とで協議の上、決定するものとする。

(3) 輸入商社との連携と商流の確保

ア 参加者の飲食料品（農林水産物等（その加工品を含む。）、日本酒、調味

料、健康茶、菓子類など10品程度を想定。以下同じ。)について、日本国内での引渡し及び日本国通貨での決済が可能となるよう、受託者が国内での受取手配、輸出手続、国際輸送の手配、決済等の輸出までの一貫した手配・調整を行うことができる体制を整えること。

イ アに加えて、対象国の輸入商社と連携して現地までの流通経路を確保した上で業務を実施すること。

ウ ア及びイの連携体制について、あらかじめ市に届け出ること。

エ 対象国の各種登録、申請等、参加者の飲食料品を現地に輸入するために必要な手続の支援を行うこと。

(4) 事前講習

参加者に対して、次に掲げる内容に関し、当該参加者の事業所を個別に訪問して対面により事前講習（個別指導を含む。）を行うこと。ただし、参加者と受託者との協議により、オンライン又はその他の方法で実施することも可能とする。

- ・対象国の食品市場における基礎的知識や商習慣、価格帯、輸入規制等
- ・対象国の輸入規制、表示・成分規制、リスクと対応等
- ・対象国の食品市場におけるプロモーションの手法
- ・参加者の飲食料品を対象国に輸出するために必要な書類
- ・対象国の海外バイヤー等との商談に臨むために必要な情報

(5) 海外バイヤー等の招へい及び情報発信

ア 対象国それぞれの国の海外バイヤー等を本市に招へいするとともに、当該国に向けた情報発信を行う記者、インフルエンサー等（以下「記者等」という。）を本市に招へいすること。この場合において、これらの者の選定は、受託者が当該者の属性、発信媒体等を整理して企画提案し、市と協議の上、決定すること。

イ 参加者の飲食料品を含む下関産品の魅力訴求及び商談効果の向上並びにインバウンド誘客の促進を図るため、対象国のうち、受託者が企画提案し、市と協議の上、決定した国（以下「企画対象国」という。）のシェフ（アの海外バイヤー等と同一人でも可能とする。）を本市に招へいし、市内飲食店のシェフとのコラボレーションイベントを市内で実施すること。この場合において、参加者の飲食料品を含む下関産品を使用したメニューを開発し、アにより招へいした者に向けて当該開発した料理を提供すること。

ウ イのコラボレーションイベントを実施するための一切の費用について、受託者が負担すること。

エ イのコラボレーションイベントのほか、下関産品の魅力訴求につながる

取組（加工技術、品質・衛生管理等を実感してもらうための工場、生産現場等の視察及び試飲、試食等）や本市の地域性を実感してもらうための景勝地の視察など工夫を行うこと。

オ アにより招へいした記者等及びイにより招へいした企画対象国のシェフについて、本市滞在中又は帰国後に、対象国に向けて下関産品及び本市の魅力情報を発信する取組を実施すること。

カ オの成果として、企画対象国に向けて発信したコンテンツ等を確保し、市に共有すること。

キ 視察先の候補提案、アポイント調整、当日の通訳及び移動手段の手配その他必要な支援を行うこと。

ク アからキまでに係る具体的な内容は、市と協議の上、決定すること。

(6) 現地プロモーションの実施

ア 企画対象国において、参加者の飲食料品のPRイベント又は商談連動の販売促進施策（これらを組み合わせた取組を含む。）を実施すること。この場合において、海外バイヤー等を招待するなどして参加者の飲食料品を訴求し、成約につなげるための取組を行うこと。

イ 海外バイヤー等に対して、参加者の飲食料品に係る資料やサンプル品を輸送するなどして、幅広にその特徴を周知すること。

ウ 市及び参加者が企画対象国においてPR又は商談対応を実施する場合は、通訳（現地スタッフ等）を配置すること。

エ 市が市長又は副市長によるトップセールスを実施する場合は、企画対象国において移動用のタクシーを手配すること。

オ アからエまでに係る具体的な内容は、市と協議の上、決定すること。

カ アのPRイベント等に要する飲食料品に係る調達費用（イのサンプル品に係る調達費用を含む。）及び輸送費（輸出入通関費及び現地配送費を含む。）について、受託者が負担するものとする。

キ その他、現地プロモーションによって本市へのインバウンド誘客にもつながることが期待できるよう工夫すること。

(7) フォローアップ及びフィードバック

現地プロモーション、海外バイヤー等との商談等の結果を踏まえ、参加者に対し、成約に向けた課題整理、改善提案その他必要な助言を行うなど、フォローアップ及びフィードバックを行うこと。

5 業務の場所

下関市内及び業務に係る出張地

6 成果報告書の提出

業務遂行の報告については、成果報告書を作成し、これを市に提出すること。

7 その他の留意事項

- (1) 感染症対策等により予定していた事業の中止や企画の見直しが必要となる場合は市と協議の上行うこと。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を受けたときは、この限りでない。
- (3) 業務の過程で得た情報、データ若しくは資料又は受託者が作成した資料を、業務の目的以外の目的で使用し、又は第三者に漏らさないこと。
- (4) 業務を完了したときは、遅滞なく、成果報告書その他市が必要と認める資料を市に提出すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、決定すること。
- (6) この仕様書について疑義が生じたときは、市と協議の上、解決すること。
- (7) 業務に係る契約に関する一切の紛争については、市の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。
- (8) 市との手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ること。